

重い責任に辞退者続出

92

裁判員裁判は定着するのか

ジャーナリスト・伊藤歩

裁

判員裁判で、11月16日に横浜地方裁判所、25日に仙台地裁、12月7日に宮城地裁で、死刑判決が相次いでいる。

裁判員裁判が始まる以前の2008年までは、全国で死刑判決が

言い渡された事件は、平均するとおおむね年間12〜13件あった。求

刑ベースではさらに多い平均20〜30件だったが、09年5月から10年

9月までの1年4カ月で、死刑求刑はゼロ。審理を慎重に進めてい

たためだが、「結論の先送りにも限界がきており、今後は毎月数件の

ベースで死刑求刑が出てくるはず」(裁判員制度に反対している

高山俊吉弁護士) だという。

12月10日に無罪判決が下った鹿児島地裁のケースでも、検察側の

求刑は死刑だった。

高山弁護士によれば、「鹿児島地裁のケースでは、450名の候補者を呼び出したが、当日出頭したのはわずか34名。そのうち5名

が辞退し、29名の中から裁判員が選ばれた」という。

鹿児島市の事件は、鹿児島市内の高齢夫婦を強盗目的で殺害したとする、強盗殺人事件である。被告

は全面的に容疑を否認。検察側の求刑が死刑になる可能性があるこ

とは県民にも事前に知れ渡っており、裁判員裁判への参加を拒絶する市民が多数出るとは当然に予想できた。だが、その拒絶反応は想定以上だったということだろう。

実は、日本の裁判員の負担は米

国の陪審員よりもはるかに重い。

米国の陪審員制度はもとより、英国の統治下にあった時代に、国家

による不当な処罰から同胞を守るための制度として誕生している。

国家の言い分が正しいか正しくないかを、同胞が見極めるのである。

陪審員を使うか使わないかは被告に選択権があり、被告自身が罪

を認めている事件で陪審員裁判になることはありえない。陪審員は

有罪か無罪かを判断すればよく、量刑には関与しない。一部の州

で、死刑が妥当と裁判官が考える場合に、陪審員に了解を取るルールになっている程度で、量刑を決めるのはあくまで裁判官。判決言

い渡しの場合に陪審員は同席しない。

心理的ストレスは過大 ケア体制の構築が必須

これに対し日本では、裁判員裁判になるのか、職業裁判官による

裁判になるのかを選択する権利は被告側にはない。事件の性質で自動的に決まる。「同胞の盾」になるという要素はなく、「人を裁く」立場がメインだ。量刑にも直接関与し、判決言い渡しの場に同席もする。

日本の裁判員裁判の

対象事件の内、3分の2は罪を認めている

が、残る3分の1は被告が容疑を否認している

否認事件。対象事件の3分の1では、有罪

が無罪に加え、量刑も判断する重責を担う。

米国ですら陪審員の心理的ストレスは大きく、専門の心理カウンセラーによるケアなどの制度が整備されている。日本でも相談窓口

は設置されているものの、「窓口まで行くことすらできないほど

心理的なダメージが大きい」(高山弁護士) ためか、利用率は高くない。

最高裁によれば、裁判員制度発

足から10年7月までの14カ月間

で、全国で2999名が精神または経済上の不利益を理由に、裁判

員の辞退を認められている。このうち3分の1に当たる924名は、公判当日の辞退である。

■ 日本の裁判員制度は辞退希望者に寛容

(単位:人)

内訳	合計	選任手続き 期日前	選任手続き 期日当日
判決に参加する人数	904	—	—
候補者数	77,924	—	—
辞退者数	40,120	36,581	3,539
調査票の回答に基づく辞退*	13,230	13,230	—
疾病傷害	6,132	5,791	341
介護義務	4,215	3,870	345
事業における重要用務	9,538	8,010	1,528
精神または経済上の不利益	2,999	2,075	924
その他	4,006	3,605	401

(注)*70歳以上や学生など (出所) 最高裁判所公表資料を基に本誌作成

死刑求刑裁判が1件もなかった期間ですらこの状況だとすれば、今後1カ月に数件ベースで死刑求刑が発生するのであれば、候補者の辞退が続出することは間違いない。

一方で、裁判員裁判の導入を機に、「裁判員裁判ではない場合でも、法廷証言が重要視される雰囲気になった」「公判前整理手続きの場で弁護士が提出を求めた証拠を、検察にとって都合が悪いからといって提出拒否することはできなくなった」といったプラスの副産物も生まれている。

いとう・あゆみ●神奈川県生まれ。横浜国立大学教育学部卒。ノンバンク、外資系銀行等を経て、ジャーナリストに。著書に「弁護士業界大研究」など。